

重要

「全国子ども会安全共済会」加入手続きについて

■提出書類について注意点

様式番号	様式名	注意点	追加するとき
03 ※3枚複写	<加入申込書> <加入者名簿1>	①「2. 共済掛金等」は、200円×人数の金額を記入。 ※10月以降の申込は、190円×人数の金額を記入 ②名簿は年齢・学年毎に並べて記入してください。 ※一度に20人を超える場合は、21人目以降は、様式「04」に記入。 ③必ず大人1名以上は加入してください。 (子ども会代表者の加入をお願いします)	・追加とわかるよう明示し、提出 (代表者の印は不要) ・No欄は、前回までの申し込み人数を確認し通し番号で記入する。
04 ※3枚複写	<加入者名簿2>	一度に20人を超える場合のみ、21人目以降を記入	//
05 ※3枚複写	<年間行事計画書>	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間で、子ども会会員が参加する可能性のある行事全てを漏れなく記載。 ※未記載行事での事故は補償対象となりません。 ※「2. 日常定例活動」の欄には、“子ども会推進活動全般”と記載ください。 ※予定が確定しない場合も記入できる範囲で記載ください。	・追加とわかるよう明示し、提出

○ 就学前3年以下の乳幼児(令和5年4月1日時点で満4歳未満の乳幼児)の加入時は、「同伴保護者」として保護者、祖父母又は親族(満20才以上)の方の加入も必要となります。

また、共済金請求のためには、当該同伴保護者の行事への参加が必須となります。

○ 200円の掛金には、賠償責任保険料も含まれています。子ども会活動へ参加予定の方は漏れなく加入ください。

○ 様式は必ず最新のもの(今回配布したもの)をお使いください。

○ 【間違いやすいので注意!】各様式3枚複写のうち、下のとおり(1)、(2)を提出ください。

(1)「都道府県・指定都市子連用①」⇒ 市子連会長まで

(2)「市区町村子連用②」⇒ 市子連会長まで

(3)「単位子ども会③」⇒ 単位子ども会用の控え(提出は不要)

○ 全国子ども会ホームページで、様式をダウンロードすることもできます。印刷・押印のうえ、提出ください。

なお、ネット申請は、本市子ども会では受け付けておりませんので、ご注意ください。

■払込金について

○ 掛金 1人当たり 200円

○ 払込方法 払込取扱票(青字印刷のもの)にて市子連の口座に納入

○ 払込先 ゆうちょ銀行 ・口座記号:02250-5 口座番号:110822

・加入者名:会津若松市子ども会育成会連絡協議会

払込取扱票の通信欄に必ず
子ども会名を記入してください

■申し込みスケジュールについて

○ ~5月31日までの申し込み

⇒ 4月1日に遡っての加入扱いとなります。

※ ただし、市子連での取りまとめ作業と県子連への送付に時間を要しますので、
市子連への書類提出と市子連口座への払込は5月17日(必着)をお願いします。

○ 6月1日以降の申し込み

⇒市子連口座へ払込後、市子連口座から県子連口座に着金した翌日からの加入となります。

※ 事務手続きのため、市子連への書類提出と払込は日数に余裕をもってお願いします。

イベント等で早急な対応が必要となる場合は、担当(0242-39-1304)までご相談ください。